

大川市介護職員初任者研修受講支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における介護保険サービスに係る雇用確保及び介護保険サービスの安定供給を図るため、介護職員初任者研修課程の研修（以下「初任者研修」という。）を修了し、かつ、市内の介護保険サービス事業所に就業する者に対し、予算の範囲内において交付する介護職員初任者研修受講支援事業助成金（以下「助成金」という。）について、大川市補助金等交付規則（昭和56年大川市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護職員初任者研修 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修をいう。
- (2) 介護保険サービス事業所 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に規定する事業（これらの条に規定する訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売及び介護予防支援を除く。）を提供し、又は施設を運営する事業所をいう。
- (3) 介護職員 就業先である介護保険サービス事業所の運営法人等に直接雇用され、介護保険サービス事業所において介護従事者として勤務する者（非常勤等勤務者を含む。）であり、看護師、准看護師、栄養士及び事務員等の他の職務のみに従事する者は含まない。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、申請日において次の要件を満たす者とする。

- (1) 初任者研修を修了しており、かつ、その修了日が申請日の属する年度の前年度の4月1日以降であること。
- (2) 市内に住所を有すること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 初任者研修開始時に介護保険サービス事業所の運営法人等に就職又は内定しておらず、かつ、研修修了後に介護職員として市内の介護保険サービス事業所に就職し、継続して3箇月以上就業していること。

2 前項の規定にかかわらず、初任者研修の受講に係る経費について既に助成金等を受けている場合又は初任者研修が学校授業の一環として実施された場合は、この助成金の交付の対象とはしないものとする。

(助成金交付対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、研修に係る受講料及び教材費(以下「受講料等」という。)とし、入会金、交通費、保険料、分割払いの場合における手数料、修了評価不合格者の追試等に係る追加費用等は、助成対象外とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、対象経費(就業先である市内の介護保険サービス事業所の運営法人等から当該経費について助成を受け、又は受ける予定である場合には、受講料等から当該助成等に係る経費を控除した後の経費)と助成限度額5万円を比較して、低い方の額とする。

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする対象者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める期日までに、介護職員初任者研修受講支援事業助成金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 研修実施者が発行する受講料等の領収書の写し
- (2) 研修実施者が発行する修了証明書の写し
- (3) 就業先である市内の介護保険サービス事業所の運営法人が発行する就業証明書(申請日の14日前までに発行されたもの)
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請について変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(助成金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請についてその内容を審査し、助成金交付の可否を決定し、介護職員初任者研修受講支援事業助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、必要があるときは、条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第8条 第6条第1項の規定による申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該申請を取り下げようとするときは、介護職員初任者研修受講支援事業助成金交付申請取下書（様式第3号）にその理由を付して市長に届け出なければならない。

(助成金の請求)

第9条 申請者は、第7条の規定により助成金の交付決定を受けたときは、介護職員初任者研修受講支援事業助成金請求書（様式第4号）により助成金の請求をしなければならない。

(助成金の交付)

第10条 市長は、前条の規定により助成金の請求を受け、これを適当と認めるときは、助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、介護職員初任者研修受講支援事業助成金交付決定取消通知書（様式第5号）により、助成金の交付決定を取り消し、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 第8条の規定により申請の取下げを受け、かつ、既に助成金の交付を決定していたとき。

(4) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の取消しにより、申請者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。